

シベリア出兵時におけるチェコスロヴァキア人捕虜送還の問題

笠井 幹夫

はじめに

第一次世界大戦末期、中欧の大国であったオーストリア＝ハンガリー帝国は領内のスラブ系民族を中心とする民族運動に対処できずに崩壊した。オーストリアのハプスブルク帝国によって17世紀から約300年もの永きにわたって支配されてきたチェコ人も、隣接するスロヴァキア人と共に新国家チェコスロヴァキアを建国し、念願の独立*¹を果たした。この新国家チェコスロヴァキアと日本との交流において、重大な事件となったのはシベリア出兵であった。

シベリア出兵はご存知の通り、シベリアで赤軍に包囲されているチェコスロバキア軍団救出を名目として、日本がアメリカ、イギリス、フランス等とともにロシア革命干渉のために軍隊を派遣した事件である。この時日本政府は英米仏やチェコスロヴァキア政府の要請によってチェコスロヴァキア軍団に食料、武器、弾薬の補給、負傷兵の輸送等の援助を行った。日本政府のチェコスロヴァキア軍団にたいする支援は比較的良く知られているが、シベリアのチェコスロバキア人捕虜の本国送還にたいして、日本政府がチェコスロヴァキア政府に協力した事は、あまり知られていない。本文の目的は、これまで知られることの無かったチェコスロヴァキア人捕虜送還の経緯を紹介し、この事件が持つ意義について考察することにある。この文を書くに当たっては、当時の日本陸軍の資料である「陸軍省西受大日記」*²と「陸軍省西密受大日記」*³を主に使用した。

1. チェコスロヴァキア政府からの協力要請と捕虜の実態調査

まず始めにチェコスロヴァキア人捕虜についての説明から始めねばならないだろう。先に述べた通り、日本政府はシベリアに孤立したチェコスロヴァキア軍団救援を名目として、英米仏とともにウラジオストクに軍隊を派遣したが、真の目的は日本の勢力圏である満州に共産主義勢力が浸透するのを防ぐため、ロシア極東地域から共産主義勢力を一掃するのが狙いであった。日本政府は極東地域の反共産主義勢力*¹を支援し、共産主義勢力と闘いながらシベリアの各都市を占領していった。赤軍との戦闘による捕虜の中に義勇兵*⁵として参加していた旧オーストリア＝ハンガリー帝国軍兵士が多数存在した。日本にいたチェコスロヴァキア人捕虜とは、シベリアで赤軍に参加した旧オーストリア＝ハンガリー帝国軍兵士が主体である。

日本にチェコスロヴァキア政府からチェコスロヴァキア人捕虜に調査依頼がきたのは出兵からほぼ1年がたった1919年7月10日であった。それによるとボヘミア、西シレジア、モラヴィア、又はスロヴァキア等に住居を有する旧オーストリア＝ハンガリー帝国国民は一般にチェコスロヴァキア共和国国民と見なされるので、日本国内に何名前記各州の者が存在するのか、

また彼等がチェコスロヴァキア国家に忠誠を誓うかどうかを調査して欲しいというものであった。同時に捕虜送還についても日本政府に協力を要請していた。日本政府は陸軍省にチェコスロヴァキア人捕虜の調査を命じた。チェコスロヴァキア人捕虜とのコミュニケーションは主にドイツ語で行われた（ちなみに在日チェコスロヴァキア代表部とはフランス語）。陸軍省の調査の結果、日本国内にチェコスロヴァキア人捕虜は4カ所⁶の捕虜収容所に計31名存在することが判った。このうち8名はチェコスロヴァキア国民の義務を絶対に認めなかった。16名は無条件にチェコスロヴァキア国民の義務を承認した。3名は既に承認済みと返答し、残りの4名はチェコスロヴァキア帰国後、態度を明確にすると回答した。

2. 捕虜解放の手続き

日本政府はチェコスロヴァキア国民の義務を無条件で承諾し、国籍を取得する者に関しては解放に賛同したが、帰国後に意思を表明する者に関しては解放に難色を示した。そして、チェコ側に捕虜解放は以下の手続きにより決定する事を要請した。

- 1 解放を希望するチェコスロヴァキア人捕虜をしてその身分判定上必要事項及びチェコスロヴァキア国民たる義務の承認及び解放を希望する旨その他貴下において必要と認められる事項を記載したる解放願書正副2通⁷にそれぞれ記入せしめたる上これを当該官憲に提出せしむること。
- 2 右願書書式は貴下において作製せられこれを外務省に送付せられたきこと。
- 3 捕虜より提出したる願書は外務省より一括して貴下に発送し貴下において該願書記載事項取り調べの上、正当なりと認められたるときはその副本に認証公文を添記し、これを外務省に発付せられたきこと。
- 4 日本政府においては貴下認証を以て当該捕虜の身分の確認と見なし審議を加え、解放に決定したる捕虜は適当の地において貴国官憲に引き渡すべき事

(陸軍省西受大日記大正9年「チェコスロヴァキア人俘虜解放の件」より引用)

チェコスロヴァキア側はこの要請を受諾し、捕虜解放作業は上記の手順を踏んで行われることになった。

3. チェコスロヴァキア捕虜護送計画の立案と実行

8月中にチェコスロヴァキア人が収容されている捕虜収容所で確認作業が行われ、その結果23名のチェコ人、スロヴァキア人捕虜の解放、及び本国送還が決定された。最初の計画ではチェコ人、スロヴァキア人の捕虜達を門司出港の「ヘフロン」号に乗せ、本国に送還する予定であった。在日チェコスロヴァキア代表部とシベリアのチェコスロヴァキア官憲、米国赤十字社との間で交渉がもたれたが、米国赤十字社側から「チェコスロヴァキア人捕虜」の「ヘフロン」号乗船は不可能との通知が届き、計画は練り直しを迫られた。チェコ人、スロヴァキア人捕虜はウラジオストックに運ばれ、当地で本国帰還の時期を待つことになった。11月中旬にチェ

コ人、スロヴァキア人捕虜解放が予定され、その後11月18日敦賀出港の「シンビルスク」号に捕虜達を乗船させることが決まった。捕虜達は敦賀港埠頭においてチェコスロヴァキア公使館付武官ルヂチカ (Ružička)大尉に引き渡される事になった。

チェコスロヴァキア人捕虜の引き渡し時期が決定されたのに続き、敦賀までの護送計画が作成された。当時解放を決定されたチェコスロヴァキア人捕虜は23名存在した。その内訳は習志野捕虜収容所に7名、青野原捕虜収容所に14名、似島捕虜収容所に2名である。各収容所毎に護送計画はあったと思われるが、恵比寿の防衛庁防衛研究所戦史部図書課に保存されていたのは習志野捕虜収容所のみであった。以下習志野捕虜収容所の護送計画の概略を紹介する。

11月17日午後三時に陸軍歩兵中尉鈴木辰之助以下3名に護送されたチェコスロヴァキア人捕虜7名は津田沼駅まで運ばれ、5時3分に津田沼駅発の列車に乗せられる。そこから総武線、東海道線、北陸線を使って敦賀まで輸送される。途中停車駅は以下の通りとされた。両国橋駅(5時51分)、東京駅(8時)米原駅(11月18日午前6時59分)。敦賀駅には18日午前9時52分到着予定である。そこから敦賀港埠頭に向かい、正午までに捕虜達をチェコスロヴァキア公使館付武官ルヂチカ (Ružička)大尉に引き渡し、受領証を徴する。そして捕虜引き渡し終了後直ちに護送者より電報によって報告させ、さらに収容所衛戍司令官より陸軍大臣に捕虜護送作業終了を報告させることになっていた。捕虜護送は無事に終了したらしく、各捕虜収容所衛戍司令官から陸軍大臣宛に予定通り捕虜護送作業終了の電報が届いている。こうして7月から続いていた日本でのチェコスロヴァキア人捕虜送還作業は終了した。

4. 終わりに

最後に捕虜送還問題を研究する意味について言及したい。民族のモザイクと言われるほど多民族が混住している東欧地域の国家であるがゆえに、チェコスロヴァキアも国内に少数民族問題を抱えていた。特にチェコ地方において多数のドイツ系住民^{*8}を抱えており、それが国家の安定を脅かす大きな要因になっていた。彼等は自分たちの居住地域のドイツへの併合を強く訴えていた。後にチェコスロヴァキア国家解体、ナチスによる占領を招くのは彼等の分離主義が原因であった。こうした少数民族の問題は捕虜達の帰属の問題にも深くかかわってくる。チェコ人、スロヴァキア人兵士は問題なくチェコスロヴァキアの国籍をとり、国家への忠誠を誓ったが、チェコスロヴァキア国家への帰属を拒否した捕虜達は殆どがドイツ系住民であった^{*9}。彼等はドイツかオーストリアの国籍取得を望んでいた。独立当時のチェコスロヴァキアにおける民族問題の一環を理解する上で、捕虜の帰属選択の問題は参考になると考えられる。今後の課題としてはチェコスロヴァキアと同様に日本から本国に捕虜を送還したポーランド等の事例を比較し、東欧各国の捕虜送還に際して起こる共通の問題、また各国特有の問題を明らかにしていきたい。

注

- * 1 チェコスロヴァキアの建国は1918年10月28日
- * 2 シベリア出兵時の陸軍関係の記録文書
- * 3 シベリア出兵時の陸軍関係記録文書で機密扱いの物
- * 4 代表的なのは1918年11月にシベリアのオムスクで成立した「全ロシア臨時政府」
- * 5 赤軍に参加した外国人義勇兵の部隊を「国際旅団」と呼んでいる
- * 6 習志野捕虜収容所（千葉県習志野市）、青野原捕虜収容所（兵庫県小野市）、似島捕虜収容所（広島県広島市）、久留米捕虜収容所（福岡県久留米市）の4箇所。
- * 7 解放願書は2種類在り、チェコスロヴァキア国民の義務を承諾し、国籍を取得する者は（A）に、帰国後国籍取得の意思を表明する者は（B）に署名した（この場合、チェコスロヴァキア帰国まではチェコスロヴァキア当局の指示に従うことが誓約された）。尚、解放願書に関しては資料1, 2参照。
- * 8 1921年の国勢調査によると、チェコスロヴァキア国内のドイツ系住民の数は約300万人で全人口の22, 9%をしめた。アンリ・ボグダン（高井 道夫訳）「東欧の歴史」中央公論社 1993年 p. 283
- * 9 チェコスロヴァキア国籍を拒否した8名の中に2名、ハンガリー系兵士がいた。

参考文献

- 原 暉之、「シベリア出兵、革命と干渉1917～1922」筑摩書房 1989年
岩間 徹編、「ロシア史」（増補改訂版）山川出版 1979年
山本敏、木村亮介、「ソ連現代史Ⅱ」山川出版 1979年
矢田俊隆、「ハンガリー・チェコスロヴァキア現代史」山川出版 1978年
アンリ・ボグダン（高井 道夫訳）、「東欧の歴史」中央公論社 1993年
陸軍省、「西受大日記」大正9年
陸軍省、「西密受大日記」大正9年

【資料 1】 解放願書書式 A

Formule A.

An das löbliche Kommando des Kriegsgefangenenlagers

in _____

Ich erkläre hiemit, das mein unterstehendes Nationale Wahrheitsgemass ist und das insbesondere meine Heimatezuständigkeit _____ auf dem Territorium der Tschechoslowakischer Republik angegeben ist. Indem ich auf Grund meiner Heimatzuständigkeit meine Staatsangehörigkeit zur Tschechoslowakischen Republik von der Kriegsgefangenschaft in Japan befreit zu werden und dem kompetenden Behörden der Tschechoslowakischen Republik behufs meiner Perpatriation übergeben zu werden.

Ich nehme zur Kenntniss, dass die Tschechoslowakische Regierung mich unter ihren Schutz nimmt und dass ich von derselben auf Grund der absoluten Gleichheit ihrer Staatsbürger vor dem Gesetze behandelt werden werde. Dagegen verpflichte ich mich meine Staatsbürgerpflichten zu erfüllen und insbesondere seit dem Momente meiner Freilassung aus der Gefangenschaft allen Weisungen der Tschechoslowakischen Behörden während des Transporters Folge zu leisten.

Name und Vorname

Dienstgrad

Nr.

Geburtsort

Geburtsdatum

Heimatzuständigkeit/Ort, Bezirk, Land/:

Beruf:

Familienverhältnis:

Bestimmungsort bei der Heimkehr

Eigenhandige Unterschrift

【資料 2】 解放願書書式 B

Formule B.

An das löbliche Kommando des Kriegsgefangenenlagers
in _____

Ich erkläre hiemit, das mein unterstehendes Nationale Wahrheitsgemäss ist und das insbesondere meine Heimatzuständigkeit _____ auf dem Territorium der Tschechoslowakischen Republik richtig angegeben ist.

Ich kann jedoch meine Angehörigkeit zur Tschechoslowakischen Republik noch nicht anerkennen und behalte mir vor eine diesbezügliche Erklärung bis nach meiner Heimkehr abzugeben. Ich habe hiefür besondere Gründe, die ich hier umstehend angebe.

Indem ich zur Kenntnis nehme, dass die Tschechoslowakische Regierung die in Japan in Kriegsgefangenschaft befindlichen Tschechoslowakischen Staatsbürger unter ihren Schutz nimmt und ihnen zur baldigen Heimkehr zur verhelfen besterbt ist, und ferner, dass der provisorische diplomatische Vertreter der Tschechoslowakischen Regierung in der diplomatischen Erledigung der Reparationfrage Schwierigkeiten verursacht, für welch ich die Tschechoslowakische Regierung bzw. ihren Vertreter in Japan nicht verantwortlich machen kann.

Für den Fall, wenn diese Schwierigkeiten meiner Freilassung aus der Gefangenschaft in Japan befreit zu werden und den kompetenten Behörden der Tschechoslowakischen Republik behufs meiner Repatriation übergeben wobei ich mich verpflichte seit dem Momente meiner Freilassung allen Weisungen der Tschechoslowakischen Behörden während des Transporters Folge zu leisten.

Name und Vorname

Dienstgrad

Nr.

Geburtsort

Geburtsdatum

Heimatzuständigkeit/Ort, Bezirk, Land/:

Beruf:

Familienverhältnis:

Bestimmungsort bei der Heimkehr

Eigenhändige Unterschrift

【資料3】 チェコスロバキア人捕虜名簿

チェコスロバキア人俘虜に関する件通牒

大正八年八月四日 俘虜情報局

陸軍省軍務局軍事課御中

七月十六日政送第三三一号外務次官より陸軍次官に照会

主題の件調査の結果別紙の通り及送付点也

追而右名簿中に絶対に「チェコスロバキア」人民たる義務を認めざるもの（△印）及若し「チェコスロバキア」国官憲よりて直接本国に送還せらるは之を承認せんとするもの（×印）及び×印中にも本国帰還後ならては態度を決する事能わさるもの有之候に付申添尚添付の三通各自署の承諾書を提出せしものに付承知相成度

Lager	Dienstgrad	Nr	Name	Heimatorts
Narashino	Matrose 2 kl	3475	Klein Anton	Dittersdorf b/Märisch Neustadt
Narashino	Deckmatrose	3599	Peyrik Johann	Nagy Schran in Ungarn
× Aonogahara	Matrose 2 kl	2152	Bednarik Emmerich	Illava Ungarn
Aonogahara	Korvaten	2172	Drachenthal Georg	Teshen Schilesien
	Kapitan		Rauspertl Waldyk..v	
△ Aonogahara	Hornist 3 kl	2194	Fiedler Valentin	Rosendorf bei Teshen Böhmen
△ Aonogahara	Steuermansmaat	2221	Haupt Alfred	Reichenberg Böhmen
× Aonogahara	Maschinenaar	2220	Heidlas Josef	Weipert Böhmen
× Aonogahara	Matorose 2 kl	2232	Helia Michael	Vogujhel Ungarn
× Aonogahara	Marsgast	3391	Hlavica Adolf	Brünn Mähren
△ Aonogahara	Matrose 2 kl	2234	Holeczy Istvan	Ujzsolna Ungarn
× Aonogahara	Steuergast	2247	Jahn Josef	Sterberg Mähren
× Aonogahara	Steuergast	2248	Jeschke Josef	Kladero Böhmen
× Aonogahara	Maat	2246	Jodl Franz	Budweis Böhmen
× Aonogahara	Quartiermeister	2268	Knapp Franz	Budweis Böhmen
× Aonogahara	Quartiermeister	2313	Meissner Josef	Ortendorf Böhmen
△ Aonogahara	Matrose 1 kl	2407	Schmidt Lidwig	Asch Böhmen
△ Aonogahara	Maschinenmaat	2341	Nahr Leo	Elbungen Böhmen
× Aonogahara	Maschinenmaat	2398	Schwarz Karl	Kallion Böhmen
△ Aonogahara	Matorose 4 kl	2425	Spitzenberger Karl	Budweis Böhmen
△ Aonogahara	Maschine Quartiermeister	2401	Spunar Otto	Neu-tTiteschein Mähren
△ Aonogahara	Steuergast	2404	Scrott Emil	Nieder-Morau b/Romerstadt Mähren
× Aonogahara	Matrose 3 kl	2421	Stohwasser Johan	Dieistadt Böhmen
× Aonogahara	Marsgast	2432	Tobias Franz	Nimlau Mähren
△ Aonogahara	Matrose 1 kl	2435	Toth Alexander	Vogseje Ungarn
× Aonogahara	Art.Vorarb.3 kl	2452	Wolfarth Ludwig	Sebastiansberg Böhmen
× Aonogahara	Quartiermeister	2450	Wolozik Heinrich	Witkowitz Mähren
× Aonogahara	Matrose 2 kl	2456	Zecha Josef	Greifendorf Mähren
Ninoshima	Fregatten Leutnant	4481	Baierle J.Maria	Görhan Böhmen
Ninoshima	Matrose 2 kl	4515	Gottlieber Josef	Pressburg Ungarn
Ninoshima	k.u.k.Artl.Hauptman	4711	Morawek Rudolf Edler V	Predmezice b/ Königgratz
Kurume	Unteroffiz d,r	3360	Harasim Karl	Scepankowitz